

(案)

# 出雲農業振興地域整備計画変更計画書

令和8年3月  
島根県出雲市

## 目 次

<b>第1 農用地利用計画 .....</b>	<b>1</b>
1 土地利用区分の方向 .....	1
(1) 土地利用の方向 .....	1
ア. 土地利用の構想 .....	1
イ. 農用地区域の設定方針 .....	3
(2) 農業上の土地利用の方向 .....	4
ア. 農用地等利用の方針 .....	4
イ. 用途区分の構想 .....	5
ウ. 特別な用途区分の構想 .....	5
2 農用地利用計画 .....	5
<b>第2 農業生産基盤の整備開発計画 .....</b>	<b>6</b>
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 .....	6
2 農業生産基盤整備開発計画 .....	8
3 森林の整備その他林業振興との関連 .....	8
4 他事業との関連 .....	8
<b>第3 農用地等の保全計画 .....</b>	<b>9</b>
1 農用地等の保全の方向 .....	9
2 農用地等保全整備計画 .....	9
3 農用地等の保全のための活動 .....	10
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	10
<b>第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 .....</b>	<b>11</b>
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....	11
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 .....	11
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....	12
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 .....	12
(1) 農業担い手の育成対策 .....	12
(2) 農用地の流動化対策 .....	14
(3) 生産振興による規模拡大 .....	14
(4) 地力の維持増進対策 .....	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	14
<b>第5 農業近代化施設の整備計画 .....</b>	<b>15</b>

1 農業近代化施設の整備の方向 .....	15
2 農業近代化施設整備計画.....	15
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	15
<b>第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 .....</b>	<b>16</b>
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	16
2 農業就業者育成・確保施設整備計画.....	16
3 農業を担うべき者のための支援の活動.....	17
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	17
<b>第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 .....</b>	<b>18</b>
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 .....	18
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 .....	18
3 農業従事者就業促進施設 .....	18
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	18
<b>第8 生活環境施設の整備計画.....</b>	<b>19</b>
1 生活環境施設の整備の目標 .....	19
2 生活環境施設整備計画 .....	19
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	19
4 その他の施設の整備に係る事業との関連 .....	19
<b>第9 付図.....</b>	<b>別添</b>
1 土地利用計画図（付図1号）	
2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3 農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4 農業近代化施設整備計画図（付図第4号）	
5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図第5号）	

## 別記1 農用地利用計画

- (1) 農用地区域
  - ア 現況農用地等に係る農用地区域
  - イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
- (2) 用途区分

## 別記2 営農類型

## 第1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア. 土地利用の構想

###### (地域の位置、範囲)

本市は、東経  $132^{\circ} 45'$  北緯  $35^{\circ} 22'$  (市庁舎位置) にあって島根県の東部に位置する。北部は国引き神話で知られる島根半島、中央部は出雲平野、南部は中国山地で構成されている。

出雲平野は、中国山地に源を発する斐伊川、神戸川の2大河川によりもたらされた土砂により形成された沖積平野であり、斐伊川は平野の中央部から東進して宍道湖に注ぎ、神戸川は西進して日本海に注いでいる。

###### (自然的条件)

耕地の大部分が斐伊川と神戸川の2大河川により形成された沖積地にあり、豊富な水と肥沃な土地に恵まれている。気候は年平均気温が  $15^{\circ}\text{C}$  前後と比較的穏やかで、日本海側に位置しているものの冬季の積雪量は 20cm 程度である。年平均降水量は 1,700mm 前後であるが、過去幾度となく梅雨期の集中豪雨や台風による被害を受けている。

###### (土地利用の現況と動向)

島根県東部に位置する本市は、行政区域 62,432 ha (624.32 km<sup>2</sup>) のうち 54,050 ha が農業振興地域として指定されている。都市計画区域については、いわゆる非線引き都市計画区域として 31,435ha が指定されており、そのうち 2,521 ha を用途地域として指定している。

農業振興地域の農用地面積は 9,814ha が確保されており、現況の内訳は 78% が田、12% が畠、8% が樹園地、2% が採草放牧地である。

近年、平野部でも耕作放棄地が見られるようになるとともに、幹線道路などの都市基盤整備が進む市街地周辺部では宅地化が進んでいることから、農用地面積は減少しつつある。

###### (人口及び産業の将来の見通し)

令和2年国勢調査における本市の人口は 172,775 人で、この20年間ほぼ横ばいで推移しているが、令和5年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば令和12年の人口は 166,781 人となり、人口減少が進むとされている。本市は、人口減少対策は総合対策であるとの考え方のもと、雇用の場の創出、地域の産業を支える人材の確保、移住・定住対策、出会い・結婚、妊娠・出産、子育ての各ライフステージにおける切れ目のない支援など、総合振興計画「出雲新話2030」に掲げる目標人口 17万人台キープの実現に向け、総合的な取組を行っている。

産業別就業人口は、令和2年国勢調査で第1次産業 5.4% (うち農業 4.8%)、第2次産業 28.5%、第3次産業 66.1% となっている。産業の振興と企業誘致による雇用創出、観光振興などに取り組むことで、10年後の令和12年には、第1次産業 3.5%、第2次産業 25.1%、第3次産業 71.4% 程度にな

るものと予想される。

#### (土地利用の方向)

本市では、製造業や観光関連産業に支えられ、宍道湖・中海圏域をけん引する都市として経済的な発展を続けており、多くの雇用が創出されている。特に製造業による雇用創出に伴い、市外からの転入人口も増え、農用地から住宅用地など他用途への転用需要が高まり、農業生産に影響の少ない土地において農地の転用が行われてきた。

今後の土地利用については、目標人口 17 万人台キープの実現に向けた転用需要があると予想されるなか、各種土地利用計画と整合性を図りながら、引き続き無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保に努めるものとする。

また、農業生産のために必要な農用地を確保するため、不必要的農用地区域の除外は行わず、耕作放棄地の解消に努める。特に、我が国新たな食料・農業・農村基本計画の策定に伴う取組みを行うため、集団的な農地及び基盤整備がなされた農地を保全・活用する。

農業用施設用地については、土地利用型農家や集落営農組織の拡大に伴い農機具格納庫を集落で建設する事例が多くなっていることから、これらの施設用地として71ha程度を将来の農業用施設用地とする。

採草放牧地については、担い手への農地の利用集積や耕畜連携による飼料作物の生産等を通じた効率的な農地利用を推進する観点から、水田での飼料作物栽培等を行うが、森林・原野等を開発して採草放牧地を整備する計画は、現在のところない。

単位 : ha、%

	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和 6 年)	9,814	18.2	61	0.1	33,864 (68)	62.6 (0.1)	2,354	4.4	315	0.6	7,642	14.1	54,050	100.0
目標 (令和 16 年)	9,714	18.0	71	0.1	33,864 (68)	62.6 (0.1)	2,405	4.5	348	0.6	7,648	14.2	54,050	100.0
増減(②-①)	△100		10		0		51		33		6		0	

(注1) ( ) 内は混牧林地面積である。

(農用地及び農業用施設用地の現在(令和6年)は、令和6年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査の面積より)

## イ. 農用地区域の設定方針

### (7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域の農用地区域の設定にあたっては、基本的には平成17年及び平成23年の合併以前の旧自治体別計画において農用地として設定されていた区域を継承している。

次表①に掲げる区域は、水源地開発の予定区域であることから除外する。

表①　除外する農用地

地域、地区の具体的な名称	面積 (ha)			備考
	農用地	森林その他	計	
上島町	3.3	0	3.3	
計	3.3	0	3.3	

農用地区域の農用地面積は8,612 haであり、内訳はa～cに区分するとおりである。

- a 集団的に存在する農用地（10ha以上の集団的な農用地）
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためにその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

#### (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定するとした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある土地改良施設用地について確保する。

#### (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地については確保する。

#### (エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内の森林・原野等については、今日までに樹園地並びに採草放牧地として農地開発された土地も多いが、最近の農地の用途変更における特徴は森林・原野等の開発よりも平坦地の水田を畑や樹園地に変更する傾向にあり、新たな森林・原野等を農用地として利用することは見込んでいない。

## (2) 農業上の土地利用の方向

### ア. 農用地等利用の方針

優良農地の確保とその効率的な利用の促進を基本的理念とする。

本地域は旧市町の7区域に区割りされ、自然的条件から平坦地と中山間地に大別される。また、土地利用から水田地帯、ぶどう・柿等の果樹栽培地帯、甘藷等の畑作地帯に分類される。

土地基盤整備の実施状況からみると、(ア) 大規模営農が可能な約1ha～2haより大きい区画の基盤整備が行われた優良農地、(イ) 昭和40年代までに基盤整備が行われたものの再整備が未実施の約10a区画の水田地帯、(ウ) 集落内に介在する未整備の農地が多い地帯、(エ) 作業効率性の劣る棚田状地帯の水田、(オ) 公共投資が行われた樹園地等の畑地帯、(カ) 遊休農地などに分類される。

面的な優良農地の確保の観点から、(ア)について、担い手農家に最優先で農地を確保し、需要に即した米づくりと、高収益作物の導入をすすめるものとする。

平坦地に位置する(イ)の水田地帯については、農業の担い手の育成を図ることはもとより、農業者・農業者団体の主体的な取り組みを促しながら、広域化による規模拡大や、高収益作物の導入について支援を行い、引き続き農地を確保し、その有効利用を図る。

今日までに公共投資が行われている果樹等の生産地域(オ)については、専業農家が多く、生産額も高いことから本地域の農業の特長をなすものである。引き続き後継者の育成等を支援し、農地として継続的に利用を図っていく。また、生産高の確保・拡大にあたっては、新規就農者の参入が必要であることから、新規就農希望者・定年帰農者等への斡旋等の支援を行い農地流動化を促進していく。

その他の条件の農地については、良質米・高付加価値米の生産、機能性農産物の導入や産直市を活用するなど少量でも収益性のある品目の生産に利用する。また、遊休農地については諸条件が劣る地域であっても出雲市地域主体型生産調整推進事業を活用した農地保全や、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用により、地域全体で農用地として利用を図っていくものとする。

なお、近年における農地から他用途への利用状況から、今後10年間程度は、引き続き年平均10ha程度の面積が他用途へ利用されていくものと推計される。

単位：ha

	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
出雲市	8,539	8,439	△100	73	73	0	0	0	0	61	71	10	8,673	8,583	△90	0

#### **イ. 用途区分の構想**

本地域は広範囲に及んでおり、平坦地は主として水田地帯であり、丘陵地は畑又は樹園地である。

本地域の中心部に位置する出雲地域及び斐川地域の平野部に広がる水田地帯については、そのほとんどで基盤整備事業が行われていることから、需要に即した売れる米づくりを行うと共に、排水改良等により高収益作物の導入を促進し、農家所得の向上を図り多面的な利用をすすめる。また、国営緊急農地再編整備事業を実施する宍道湖西岸地区の灘分・国富・中村地区では、今後、高収益作物として小豆、ブロッコリーの栽培をすすめる。

本地域の東部に位置する平田地域の丘陵地帯は、柿及びその他果樹の生産団地が整備されていることから、樹園地として用途指定する。また、唐川地区のお茶の生産地についても、樹園地として用途指定する。

本地域の北西部に位置する大社及び出雲地域の丘陵地帯は、ぶどうの生産団地が整備されていることから、樹園地として用途指定する。また、この地域においてぶどう栽培地と切花等の園芸作物、及びその他畠作物が混在する地域は畑の用途指定を行い、利用を促進する。

本地域の西部に位置する湖陵地域の丘陵地帯については、甘藷の生産地であることから、畑として利用を図る。また多伎地域の丘陵地帯については、いちじくの生産地であることから、樹園地としての利用を図る。

本地域の南部に位置する佐田地域については、気候・土壤条件を活かしたおいしい米づくりや機能性農産物の栽培に取組み、農用地の利用と、荒廃農地の縮減に努める。

#### **ウ. 特別な用途区分の構想**

構想なし。

### **2 農用地利用計画**

別記1のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域のうち平坦地の農地については、国営農業用水再編対策事業、県営土地改良事業、団体営土地改良事業、市単独事業により基盤整備はほぼ完了しているが、事業完了から年数が経過している地域もある。斐川地域など大区画化が完了しているほ場もある一方で、依然として一区画当たりの面積が小さく機械の作業効率が悪いほ場も多いことから、大区画ほ場の再整備と機械の大型化にあわせた農道の拡幅・舗装の実施、あるいは老朽化した用排水施設の改修を行い、高収益作物や多品目生産に対応できるように、今後も必要な生産基盤の整備を行う。

中山間地域の農地については、県営ほ場整備事業等により基盤整備はほぼ完了しているが、事業完了から年数が経過している地域もあるため、これらのほ場について、再整備を検討する。

また、その他の未整備農地に対して小規模の土地改良事業を導入し、引き続き生産性の改善を図るものとする。さらに、谷間に点在する棚田や山寄りの急峻な畑地は、耕作放棄地が増加しているため、こうした農地の利活用に向けた検討を進めていく。

以上の方針に基づき、次のように整備・開発を図る。

#### ①宍道湖西岸地区

平成 30 年度から令和 11 年度（予定）にかけ、国営緊急農地再編整備事業を実施し、10a～30a の小区画のほ場の大区画化により、農作業の効率化を図ると共に、担い手への農地利用集積を促進する。併せて排水改良により、水田の汎用化と農地の湛水被害を防止し、ブロッコリー、小豆等の作付面積を拡大するとともに、農業生産額の増加を図る。

#### ②国道 431 号の南（鳶巣、川跡、高浜、高松地区の一部）

戦後から昭和 30 年代にかけて土地改良事業を実施しているものの、大部分が 10a～20a の小区画であり大型機械を効率よく稼働させることができないため、今後は大区画ほ場の再整備と農道の新設や拡幅などを行う。また、排水不良な土地が多く水田転作の妨げとなっているので、こうした地域では排水路の整備・改修を行う。

#### ③長浜園地区

令和 3 年度から令和 10 年度（予定）にかけ、県営農地中間管理機構関連農地整備事業を実施し、50a～70a のほ場への区画整理、並びに耕作道路や用排水路の整備を行い、区域内の全てのほ場について農地中間管理事業により利用権を 20 年間設定し、効率的かつ安定的な経営を行う営農組合へ農用地利用の集積を図る。

#### ④浜山公園付近から西方の日本海にかけた地域及び湖陵地域の丘陵地帯

砂質土壤の農地であるため、すでにかん水施設が整備されている畑も多いが、老朽化のため施設機能に支障が生じている箇所もあり、整備・更新を図る。

⑤神戸川以南の平坦部（神西・神門・古志地区）

昭和40年代を中心に水田の基盤整備が進められ、ひととおりの完成をみたが、昭和50年代後半から再び大区画のほ場整備に取り組んでいる。他地区に比べ乾田率は高く水田転作が容易なことから、果樹、野菜など水稻以外の作物の生産が盛んで、今後、大区画のほ場整備を進めることにより農作物の生産振興を図る。

⑥南部区域（稗原・朝山・乙立地区・佐田地域及び湖陵町畠村地区以南）

上津・稗原地区のほ場整備が完了した地域並びに、朝山・乙立地区及び佐田地域の中山間総合整備事業等によりほ場整備を実施した地域を除けば、ほ場条件が悪く生産性も低い。今後は未整備農地に対し小規模の土地改良事業を導入するとともに、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の活用を行い、条件不利地の解消に努めるものとする。

⑦斐伊川右岸地区（斐川地域）

昭和52年度から県営ほ場整備事業による再ほ場整備を実施し、工事は平成19年に完了している。しかし、再ほ場整備開始から40年以上が経過するため、農業基盤の老朽化が進んでいる。今後は、大区画ほ場による効率的で先進的な農業を実現するため、耕作条件の改善に向けた検討を行うとともに、既存施設の計画的、効率的な補修・補強等による機能保全を進めていく。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考予定期
		受益地区	受益面積		
国営緊急農地再編整備事業（国）	区画整理 453ha 用排水路 457ha 排水機場 3カ所 排水路 12.5Km	宍道湖西岸	457ha	A01	H30～R11
農地中間管理機構関連農地整備事業（島根県）	区画整理 48ha 暗渠排水 36ha	長浜園	54ha	A02	R3～R10
農業競争力強化農地整備事業（島根県）	区画整理 22ha	橋波	22ha	A03	R9～R16
水利施設等保全高度化事業（島根県）	排水機場 3箇所統廃合 揚水機場 2箇所 パイプライン 200m	湖岸北	783ha	C01	R3～R12
水利施設等保全高度化事業（島根県）	排水機場 1箇所 揚水機場 4箇所	新中央	305ha	C02	R3～R12
水利施設等保全高度化事業（島根県）	幹線用水路 1箇所	十間川	203ha	C03	R7～R14
水利施設等保全高度化事業（島根県）	揚水機場 3箇所 パイプライン	平田中央	420ha	C04	R9～R21
水利施設等整備事業（島根県）	排水機場 1箇所	莊原新田上	30ha	C05	R7～R14
農村地域防災減災事業（島根県）	法面對策工 8箇所	所原	117ha	B01	R3～R9
農村地域防災減災事業（島根県）	落石対策工 8箇所	高津屋	80ha	B02	R3～R8
農地整備事業（島根県）	橋梁修繕	くにびき海岸	120ha	B03	R8～R11
農業水路等長寿命化・防災減災事業（出雲市）	水門改修 1式	居越	350ha	C06	R6～R9

「R7 農業農村整備事業管理計画」から抜粋

## 3 森林の整備その他林業振興との関連

特記事項なし。

## 4 他事業との関連

### ◆ 道路網の整備：高規格道路の整備

高規格道路「境港出雲道路」は、中海・宍道湖圏域を山陰道とともに8の字ルートで結び、圏域全体の「ひと・もの・いのち」をつなぐエッセンシャルネットワークとして、経済発展や安全安心な地域づくりに大きなストック効果をもたらす島根半島側の道路である。

この高規格道路の整備は、農産物・林産物の輸送の効率性・安全性が高まるものと期待されるところから、関係機関と連携し、早期整備に向けて国へ強く要望するものとする。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

全国的に遊休農地が増加するなか、本地域においても耕作放棄や管理不十分の農地が増えつつある。

農地の保全等が特に困難になってきている中山間地域については、農業生産条件の不利を直接補助する中山間地域等直接支払制度の活用を図るとともに、集落ごとに集落協定の締結、集落マスターープランの作成を促し、集落営農の推進、担い手の定着、生活環境の整備を進め、遊休農地の発生防止に努めるものとする。これらの取組によっても、なお担い手の確保が見込めず、遊休農地等の解消及び発生防止が困難な地域においては、多様な担い手の確保など、あらゆる方策を検討し、農地の有効活用を図る。

また、中山間地域には、地すべり地帯が広く分布し、引続き地すべり対策を中心に農用地等の保全を図る。

本地域の北東部と南部には農業用ため池が多く、堤体の決壊による住家や農地の被害が懸念されることがから、適切な事業実施によって保全と用途廃止に努めるものとする。

全市域において農業委員会が遊休農地の把握・解消のために実施している農地パトロールと連携することによって、農業者の農地保全意識の向上に努める。

さらに、多面的機能支払制度や中山間地域直接支払制度に継続して取り組み、本地域内の農地・農業用水等の資源や農村環境の保全と質的向上を図るものとする。

#### 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考 予定期
		受益地区	受益面積		
地すべり防止（島根県）	長寿命化対策1式	出雲第一	1,517ha	A01	R4～R10
地すべり防止（島根県）	抑止工1式、抑制工1式	松原	17ha	A02	R2～R9
地すべり防止（島根県）	抑制工1式	中ノ手	41ha	A03	R4～R12
地すべり防止（島根県）	長寿命化対策1式	平田斐川第一	906ha	A04	R4～R12
地すべり防止（島根県）	長寿命化対策1式	佐田多伎	461ha	A05	R3～R9
地すべり防止（島根県）	抑止工1式、抑制工1式	出雲管内	1,450ha	A06	R5～R13
ため池整備（島根県）	堤体工1式	鳴滝	20ha	B01	R4～R7
ため池整備（島根県）	堤体工1式	大門池	11ha	B02	R5～R8
ため池整備（島根県）	堤体工1式	寺田	4ha	B03	R6～R9

「R7 農業農村整備事業管理計画」から抜粋

### **3 農用地等の保全のための活動**

耕作放棄や管理不十分による農用地等の機能低下を防止するため、農業委員会サポートシステムを活用し農地等情報の効率的な管理を行い、関係機関及び農業団体による情報の共有化を図ることで、集落営農組織の強化や認定農業者へ農地集積を図る。

また、地域の農業を将来に継続させていくために、地域で話し合い、農地を利用しやすくすることが必要である。そのために策定した「地域計画」を推進し、遊休農地の発生の防止に努める。

### **4 森林の整備その他林業の振興との関連**

本地域の水源は後背地の森林を源流としていることから、水源かん養機能など森林が持つ公益的機能が発揮できるように努める。

また、土砂の流出、土砂崩壊の防備、その他災害の防備のため、山地災害防止・土壤保全機能についても維持増進を図っていく。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は、米穀、園芸、畜産など多様な農畜産物を生産する県内一の農業地帯である。特に山陰有数の穀倉地帯である斐伊川と神戸川に育まれた豊かな出雲平野においては、以前より水稻栽培を主体とした土地利用型農業が展開されてきた。近年は、農地の集積も進み、効率的な農業が展開されており、低コスト生産や省力化へ向けた取組も始まっている。

また、ぶどう・柿・いちじく等の果樹、玉ねぎ・ブロッコリー・アスパラガス等の水田園芸作物、菊・シクラメン・アジサイ等の花き類、肉質の評価が高い「しまね和牛」等の畜産業など、それぞれの地域の特性や実情に応じた農業生産が行われている。

しかしながら、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足に加え、農産物価格の下落、生産資材・燃料価格の高騰など農業を取り巻く状況は厳しさを増している。また、近年多発する大規模な災害や異常気象による被害で農業経営を断念する農業者も見受けられる。

このような状況を打開し、持続可能で活力ある農業・農村を実現するためには、農地の生産性を上げ、意欲のある担い手が生産の中心を占める農業構造を実現していく必要がある。加えて、地域の実情に応じた新規就農者の確保・育成が急務である。

農業・農村は、食料の供給をはじめ、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、多岐にわたる機能を有している。

次代を担う若い世代に魅力を感じてもらえる産業としての農業振興と、農村環境の維持・保全の両面を見据えた施策展開を図ることが重要である。

#### ①効率的かつ安定的な農業経営の指標

効率的・安定的な農業経営の指標は、市内における認定農業者の経営事例等を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間労働時間で地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得とし、次に掲げるとおりとする。

##### ア 認定農業者

年間所得	概ね 400 万円 (主たる農業従事者 1 人当たりの所得)
年間労働時間	概ね 2,000 時間 (主たる農業従事者 1 人当たりの労働時間)

##### イ 認定新規就農者

年間所得	概ね 280 万円 (主たる農業従事者 1 人当たりの所得)
年間労働時間	概ね 2,000 時間 (主たる農業従事者 1 人当たりの労働時間)

この目標達成には就農時の年齢や家族構成、就農地域、既存の経営基盤活用の有無、経営作目により大きく異なるので、次の事項に留意しながら経営の発展段階、技術・経営力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等も勘案し、実現可能な目標を設定する。

- a 青年等が新たに農業経営を開始するのにあたっての技術・経営能力、資金の確保等からみた適切な経営規模
- b 果樹や畜産等生産が所得に結びつくまでに年月を要するもの、比較的早期から所得を上げることができるるもの等それぞれの経営部門の特性
- c 中山間地域と平場地域等の自然条件、社会条件等の違い

#### ②効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

具体的な営農類型等の農業経営の基本指標については、別記2のとおりとし、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて適宜見直すものとする。

### (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等との連携により農地情報を共有し、また、「地域計画」の策定・推進により地域全体での計画的な農地集積を行い、認定農業者や集落営農組織等地域の中心となる担い手への農地集積を一層促進し、効率的な農用地の利用に務める。

具体的には、市内全域の集積率の目標を67%とし、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を當む者に対して農用地が面的に集積されるよう、農地中間管理機構を軸としながら、関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組む。

一方で担い手育成にあたっては、多角化・高度化・複合化に向けた取り組みや6次産業化等を支援し、農用地の総合的な利用を図り、経営基盤の強化につなげる。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### (1) 農業担い手の育成対策

効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、産地づくりと一体となった担い手づくりや、地域が必要とする多様な担い手の育成を図る。

#### ①効率的かつ安定的な農業経営の育成

##### ア 新規自営就農者の確保及び育成

本市の農業を維持・発展していくためには、今後地域の担い手として期待される認定新規就農者の確保・育成が重要である。

U I ターン者も含めた新規自営就農者の確保・育成に軸足を置き、自営就農者を安定的に確保するとともに就農後の経営発展に向けた支援を強化していく。

#### イ 認定農業者の育成

地域農業の維持・発展に大きく関わる認定農業者は、地域の中核的な担い手として他産業並みの所得確保に必要な、島根県が定める販売額1,000万円以上の経営体に育成していく必要があるため、規模拡大や高収益作物の導入、労力補完の仕組みづくり等の経営改善支援を進める。

#### ウ 集落営農の育成

本市において、集落営農組織は地域営農の維持に必要な存在であり、組織の継続性を高めていくためには集落営農組織が「米依存」から脱却して、収益性を高め、組織を支える担い手の確保が可能となるような経営を実現していく必要がある。

そのため、水田園芸をはじめとする経営の多角化や、組織の法人化、他の集落営農組織等との連携（広域連携）など様々な手法を組み合わせて経営の改善を進める。

#### ②地域が必要とする多様な担い手の確保・育成

認定農業者や集落営農組織等の確保・育成に加えて、これまでの枠を超えて、定年等帰農者や半農半X実践者等の年齢や農業経営の規模によらず「地域が必要とする多様な担い手」を確保・育成し、担い手不在集落の解消を図る。

#### ③担い手育成を進めるための取組

##### ア 美味しまね認証を核としたGAPの推進

GAPの取組は、農業経営上のリスク対策、生産コスト削減等、経営改善の有効な手法であり、農業経営に必要不可欠な取組である。このため、担い手が「<sup>おい</sup>美味しいしまねゴールド」を含む「国際水準GAP」認証を取得する環境づくりを進め、安定的な農業経営の実現に取り組む。

#### イ スマート農業の推進

担い手の経営改善にとって有効な技術が円滑に導入されるよう、国や民間企業が開発を進めるスマート農業技術を評価・分析しながら、市独自の出雲農業未来の懸け橋事業及び新出雲農業チャレンジ事業や国・県の補助事業等も活用し、本市に適した技術の導入、定着を進める。

#### ウ 担い手に対する支援施策の拡充

規模拡大や生産性向上を図ろうとする担い手に対しては、島根県、島根県農業協同組合出雲地区本部及び斐川地区本部と連携して国庫補助事業や県補助事業の活用も勧め、新規就農者の経営開始や認定農業者の規模拡大に必要な投資負担を軽減する。

#### エ 農業経営・就農支援センターの活用

島根県農業経営・就農支援センターを活用し、農業経営の法人化、円滑な経営継承、経営改善等の多様な経営課題に的確に対応していくため、関係機関で支援チームを設置し、農業者に対する経営相談・診断、経営課題のテーマに応じた専門家派遣・巡回指導その他支援を行うことで、その取組を促進する。

#### **オ 女性の活躍推進**

農業生産の重要な担い手であることから、女性の起業化促進を図る。また、経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

#### **(2) 農用地の流動化対策**

農業経営基盤強化事業として、次に掲げる事業を行う。

①農地中間管理事業

②委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

③農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

④その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業について、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等との連携を図りながら、円滑かつ効率的に実施し、農用地の利用集積を促進する。

#### **(3) 生産振興による規模拡大**

市独自の出雲農業未来の懸け橋事業及び新出雲農業チャレンジ事業や国・県の補助事業等も活用し、水稻はもとより特産、畜産等の振興をさらに積極的に進める。また、それらの複合経営等も推進し、規模拡大に努める。

#### **(4) 地力の維持増進対策**

近年の消費者の「安全・安心」な農産物に対する意識の高まりや環境配慮の観点などから、安全性の高い高品質の農産物を生産するため、環境保全型農業直接支払制度による環境に配慮した農業として有機農業・減農薬等の取組を推進するとともに、有機堆肥による地力の維持・増進を図る。

### **3 森林の整備その他林業の振興との関連**

特記事項なし。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

農業従事者の高齢化や後継者不在による労力不足は、本市農業の大きな課題である。その解決を図るため、省力化・効率化・共同利用に資する施設・設備の整備を推進する。

水田農業においては、農業法人、集落営農組織、認定農業者等の担い手に対し、大型機械の導入を進める。また、地域農業を支える老朽化した水稻等の共同利用施設の再編集約、合理化を進め、水田農業の構造転換を図る。

園芸作物（野菜、果樹、花卉）においては、リースハウスや共同利用ハウス、省エネ型加温施設、灌水設備等の生産施設の整備、ぶどうの加温栽培においてスマート農業を普及し、持続的な発展を図る。

畜産においては、耕種農家と連携し、粗飼料確保、堆肥の活用といった取組を進める。

また農業の6次産業化に資する加工施設、販売施設等の整備を図る。

### 2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
カントリー エレベーター	斐川町 改修工事	斐川町	1313.9ha	382戸	JA組合員	A01	

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項なし。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業を担うべき者の育成・確保のために、人材育成、支援活動等のソフト面での支援を中心に行っていく。

具体的には、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、出雲市農業再生協議会及び斐川町地域農業再生協議会を中心に、関係機関と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械・作業場等の取得などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力、農福連携による労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事と組み合わせて農業に従事する者など、農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

施設整備の方向については、リースハウスの設置により、新規就農者の初期投資を軽減し、後継者育成及び技術の継承を図る。

さらに、果樹、稻作栽培において、スマート農業を推進し、高齢化や生産者の減少等、産地を取り巻く諸課題の解決に取り組む。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
農業就業者育成・確保施設 [リースハウス(ぶどう)]	パイプハウス	浜町地内 10棟 1.1ha	ぶどう新規就農者	A01	

### **3 農業を担うべき者のための支援の活動**

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、島根県、島根県農業協同組合出雲地区本部及び斐川地区本部、生産部会など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、出雲市アグリビジネススクールによる農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農業用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等を地域農業を担う者として育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や島根県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、出雲農業未来の懸け橋事業や新出雲農業チャレンジ事業の独自支援も組み合わせ、確実な定着、経営発展できるよう、青年等就農計画の実施状況を点検し、栽培技術指導、経営指導等の必要となるフォローアップを行う。

そして、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

これらのサポートを一元的に行うため、市、島根県、島根県農業協同組合出雲地区本部及び斐川地区本部、研修受入経営体等の関係機関で構成する「サポートチーム」を設置し、農業を担う者の受け入れから定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

以上の取組を経営類型ごとに可能なものから「就農モデル」として見える化し、U I ターン者を含む新規就農希望者の就農促進を図る。

### **4 森林の整備その他林業の振興との関連**

特記事項なし。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の地域経済における農業のウエイトは減少傾向にあり、総生産に占める農業の割合は、令和12年は0.5%程度と予想される。しかし、地域を持続的に維持発展させていくために認定農業者をはじめとする意欲ある農家・組織の経営規模の拡大によって生産性の高い農業を確立することが本市の重要課題であり、そのためには、農業者及び農家世帯員の安定雇用を図る必要がある。

本地域においては、高度経済成長による他産業の成長に伴う農業所得の不足を補う方策として、多くの農業者は通勤による兼業を志向した。これに対応するため、出雲市内最大の長浜工業団地の整備をはじめ、斐川地域では県内有数の企業を誘致し、雇用の機会を創出したことで、農業の機械化などに伴う余剰労働力を活用することで、農業と他産業のバランスある発展を目指し、地域活力の充実に努めてきた。

今後も、不安定な就業形態を解消し、安定的な就業機会を確保するため、湖陵地域で新規の工業団地を計画するほか、新産業創出支援等、産業分野の発展に努める。

また、これにあわせ他産業へ就業し、規模縮小の意向を持つ農家の農用地の流動化を図り、営農組合・認定農業者への農用地の集積を積極的に推進する。

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

ハード面では豊かな活力ある農村地域の振興を図るため、地域経済の活性化に積極的に取り組むものとし、農村漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の取組等による地域資源を活用した6次産業を組み合わせ、農業従事者の就業確保を図るものとする。

ソフト面では農業以外の就業に関して、農外就労を希望する農家世帯員や、非正規雇用等の不安定な兼業状態にある農業従事者に対して、農外就労の安定化を図るための相談指導、助言等の活動を適宜行う。

### 3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項なし。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

農業従事者の高齢化や後継者不在により、特に中山間等の耕作条件が不利な地域で、荒廃した農地が増加している。また、農家・非農家の混在が進むことによって、町内や地域で行っていた集落機能の維持が困難になっている地域もある。

従来から、農村地域の生活環境の向上を図るため、農業用道路、農業集落排水設備、集会施設、農村公園等の整備が進められてきた。このような事業は、農村生活者の福祉の向上と地域コミュニティの連携強化に効果を上げている。また、非農家を含む地域住民全体で行う生活環境向上の取組みを支援するため、多面的機能支払制度を積極的に活用するとともに、取組団体の拡大を支援していく。

### 2 生活環境施設整備計画

該当なし。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項なし。

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

国道、県道、市道を動脈とし、さらにこれらに連絡する既存農道の改良、新設等により計画的な農道の整備を図り農業生産の近代化、農業生産物の流通の合理化及び農村環境の改善を図る。

## 第9 付図

### 別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図第4号）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図第5号）

### 別記1 農用地利用計画

#### (1) 農用地区域

- ア 現況農用地等に係る農用地区域
- イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

#### (2) 用途区分

### 別記2 営農類型